

学校感染症と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準	
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	インフルエンザ	発症後 5 日かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	※その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後、24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A 型・E 型：肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
流行性嘔吐下痢症		下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	

	アタマジラミ	出席可能(タオル・櫛・ブラシの強要は避ける)
	伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
	伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）
	帯状疱疹	出席可能
	伝染性単核症（EB ウイルス）	出席可能

※必要に応じて学校医の意見を聞き、出席停止の措置がとれる

第一種：治癒するまで

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ
--